

学校において予防すべき感染症に係る出席停止について

学校において予防すべき感染症にお嬢様がかかれた場合、医療機関で受診し、医師が登校に支障がないと認めるまで登校せずに療養してください（学校保健安全法第19条）。

病気が治って登校する際には、暁の星ホームページからダウンロードできる「学校において予防すべき感染症罹患届」をプリントアウトして保護者が記入し、担任に提出してください。なお、「学校において予防すべき感染症罹患届」は学校でもお渡しできます。

【(参考) 学校において予防すべき感染症と出席停止期間】

(学校保健安全法施行規則第18条・19条)

	感染症名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、ペスト、南米出血熱、ラッサ熱、マールブルグ病、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱をした後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱をした後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭性結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(無症状の場合は、検体を採取した日から5日)
		※ 出席停止期間は、上記の基準が定められていますが、病状により学校医またはその他の医師において感染のおそれがないと認めたときはその限りではありません。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎等)	学校医もしくはその他の医師において感染のおそれがないと認めるまで